

# 佐世保市



# くらしの便利帳

SASEBO CITY GUIDE BOOK

「くらしの便利帳」は、戸籍・住民登録などの各種行政手続きや市役所の相談窓口など、市民の皆様のくらしに役立つ行政情報をまとめたものです。

## Contents

生活環境

教育と保育

保健・福祉

市民活動

届出と証明

相談

文化・スポーツ施設

テレホンガイド 等

令和3年10月1日現在

お問合せ先

〒857-8585 長崎県佐世保市八幡町1番10号

電話番号：0956-24-1111（代表）

佐世保市役所 総務部総務課

# 目次

<b>1. 市庁舎各階案内</b>	<u>P 2～P 3</u>	<b>10. 届出と証明</b>	<u>P 69～P 76</u>
<b>2. 生活環境</b>	<u>P 4～P 11</u>	・転入・転出などの届出	
・環境		・戸籍などの届出	
・みず		・印鑑登録	
・ペット（犬・猫）		・マイナンバーカード	
・住宅・道路・河川		・公的個人認証サービス	
<b>3. 教育と保育</b>	<u>P 12～P 15</u>	・証明書の交付	
・幼稚園と保育所（園）		・パスポートの申請・交付	
・小・中学校		<b>11. 税金</b>	<u>P 77～P 80</u>
・障がいのある子どもの教育		・税金の種類	
・子どもの援助と扶助		・市税に関する証明と謄本の交付・閲覧	
<b>4. 国民年金</b>	<u>P 16～P 18</u>	・市税の減免と猶予	
・国民年金への加入		<b>12. 議会と選挙</b>	<u>P 81～P 83</u>
<b>5. 交通</b>	<u>P 19</u>	・議会	
・陸の交通機関		・選挙	
・海の交通機関		・情報公開等	
・空の交通機関		<b>13. 広報活動</b>	<u>P 84～P 89</u>
<b>6. 医療</b>	<u>P 20～P 31</u>	・広報させば	
・国民健康保険		・市役所ホームページ等	
・国保で受けられる給付		<b>14. 広聴</b>	<u>P 90</u>
・国保の保健事業		・ご意見箱	
・後期高齢者医療		・市長への手紙	
・後期高齢者医療制度で受けられる給付		<b>15. 支所・連絡所・宇久行政センター</b>	<u>P 91～P 92</u>
・医療費の助成		・支所の仕事	
<b>7. 保健・福祉</b>	<u>P 32～P 63</u>	・連絡所の仕事	
・母と子の健康		・宇久行政センターの仕事	
・子どもの保育・福祉		<b>16. 本庁管内・支所管内・宇久行政センター管内の地名一覧</b>	<u>P 93～P 102</u>
・成人の健康づくり		・本庁管内の地名一覧	
・暮らしにお困りのとき		・支所管内の地名一覧	
・高齢者の健康・福祉		・宇久行政センター管内の地名一覧	
・障がい者（児）の健康・福祉		<b>17. 相談</b>	<u>P 103～P 106</u>
<b>8. 市民活動</b>	<u>P 64～P 67</u>	・各種相談	
・市民協働のまちづくり・市民公益活動		<b>18. 文化・スポーツ施設</b>	<u>P 107～P 119</u>
・町内会活動		<b>19. テレホンガイド</b>	<u>P 120～P 124</u>
・民生委員・児童委員活動		<b>20. もしものときに</b>	<u>P 125～P 129</u>
・男女共同参画推進センター「スピカ」		・火災・救急	
・人権・啓発活動		・休日・夜間の救急医療	
・消費生活センター		・海の救難	
<b>9. 文化と交流</b>	<u>P 68</u>	・災害	
・文化芸術のネットワークづくり		・犯罪・事故	
・友好と交流			

# 庁舎各階案内

(本庁舎) (3階, 4階, 6階, 13階は、改修により移設中)

13階	総務部 財務部 行財政改革推進局	総務課 職員課 行政資料閲覧コーナー 部長室 財政課 資産経営課 債権管理対策室
12階	市民生活部 監査事務局 契約監理室 企画部	人権男女共同参画課 消費生活センター 市民相談室 監査委員室 代表監査委員室 契約課 技術監理課 入札室 1・2 国際政策課 IR推進室
11階	教育委員会 教育総務部 学校教育部 選挙管理委員会	教育長室 部長室 総務課 社会教育課 文化財課 スポーツ振興課 新しい学校推進室 学校教育課 学校保健課 学校給食会 選挙管理委員会事務局
10階	企業立地推進局 観光商工部 農林水産部 農業委員会	部長室 観光課 商工労働課 部長室 農業畜産課 有害鳥獣対策室 農林整備課 水産課 農業委員会事務局
9階	土木部	部長室 土木政策課 土木管理課 道路整備課 道路維持課 河川課
8階	都市整備部	部長室 都市政策課 住宅課 まち整備課 地籍調査課 公園緑地課 建築指導課 営繕課
7階	企画部 基地政策局 総務部	部長室 地域政策課 地域交通課 文化振興課 DX推進室
6階	議会関係 議会事務局	議長室 副議長室 議員控室 理事者控室 応接室 局長室 議会運営課
5階	市長室 山口副市長室 田中副市長室 総務部 防災危機管理局	部長室 秘書課 市政記者室 庁議室
4階	議会関係	議場傍聴席
3階	議会関係 企画部	議場 全員協議会室 委員会室 政策経営課
2階	財務部 市民生活部	市民税課 資産税課 納税課 部長室 コミュニティ・協働推進課 市民安全安心課
1階	会計管理室 市民生活部 保健福祉部 その他	戸籍住民窓口課 医療保険課A 医療保険課B 保険料課 イベントホール 夜間受付 授乳室 公金銀行 総合案内
B1階	財務部 その他	中央監視室 運転士控室 食堂 売店 医務室
B2階		

# 庁舎各階案内

## (中央保健福祉センター)

8階	保健福祉部	新型コロナウイルス感染症ワクチン接種推進チーム (講堂) 会議室
7階	保健福祉部	試験検査室 試験検査課
6階	保健福祉部	健診室 運動推進室 栄養実習室 新型コロナウイルス感染症特別対策室 (研修室)
5階	保健福祉部	健康づくり課 生活衛生課 保健福祉政策課 医療政策課 健康危機管理オペレーション室
4階	子ども未来部	子ども保健課 子ども支援課 保育幼稚園課 子ども政策課 子ども健診室 子ども子育て応援センター 授乳室
3階	保健福祉部	長寿社会課 指導監査課 デイケア室
2階	保健福祉部	生活福祉課
1階	保健福祉部 財 務 部 市民生活部	障がい福祉課 市立急病診療所 管理員室 授乳室 総合案内

# 生活環境

## ◆環境◆

◎**ごみの分別収集**（詳しくは、ごみ収集カレンダー・分別表参照）

⇒ 廃棄物減量推進課 電話：32-2428

◎**粗大ごみの収集** ⇒ 粗大ごみ受付センター 電話：よろしくごみゼロゼロ46-5300

電話による申し込み制です。  
(受付時間) 月曜～金曜日  
8:30～17:00  
(お申込み) よろしくごみゼロゼロ46-5300

収集員が戸別に収集します。

(ごみステーションには出せません)

お近くのスーパー・コンビニ等（一部店舗を除く）で「粗大ごみ処理券(1枚520円)」を購入してください。

(小520円、中1,040円、大1,560円)

粗大ごみとは？：家庭から出すごみで市の指定ごみ袋45ℓ(幅65cm、長さ80cm)に入らず60kgを超えないものをいいます。

◎**臨時ごみの処理** ⇒ 西部クリーンセンター 電話：47-5292

東部クリーンセンター 電話：31-3815

- 引っ越しや大掃除などで臨時的に大量に出たごみは、西部・東部クリーンセンターにご相談のうえ、お持ち込み下さい。お持ち込みの際、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「資源物」に適正に分別してください。
- お持ち込みになる場合の手数料は50kgまで450円、50kgを超えると10kgごとに90円が加算されます。ただし、市の指定ごみ袋に入れて持ち込まれる場合は無料です。また、適正に分別された資源物も無料です。
- 搬入受付時間は、8時30分から17時までです（日曜は除く）。

◎**動物の死体処理** ⇒ 廃棄物減量推進課 電話：32-2428

- 飼い主のわからない犬や猫等の死体があるときには、廃棄物減量推進課へご連絡ください。

### ペットが死んだときの処理手数料

- 収集を依頼する場合

一体につき640円

- お持ち込みになる場合

一体につき210円

〈持ち込み先〉環境センター、西部・東部クリーンセンター

◎ **報奨金・補助金** ⇒ 廃棄物減量推進課 電話：32-2428

○ **資源集団回収報奨金**

資源 1 kgあたり (びんは 1 本あたり) 5 円

古紙・アルミ缶・スチール缶・ビールびん・一升びんなどは家庭で分けて、町内の資源集団回収に出しましょう。

○ **ごみステーション整備補助金**

燃やせるごみステーションの場合、最高 5 万円まで。  
燃やせないごみ・資源物ステーションの場合、最高 40 万円まで。  
いずれも補助率は総経費の 3 分の 2 です。ただし、算出額が 1 万円未満のときは交付されません。

町内会などで、ごみステーションの整備を計画されるときには、事前に廃棄物減量推進課へご相談ください。

◎ **し尿の収集**

し尿の収集は 5 地区に分かれます。し尿収集の新規申し込みや廃止、そのほかのお問い合わせは、お住まいの地区を担当する収集会社へご連絡ください。

- 佐世保川の佐世保橋から松浦・名切通りを境として北部 (合併地区を除く)  
佐世保清掃株式会社 (電話：24-5059)
- 佐世保川の佐世保橋から松浦・名切通りを境として南部  
株式会社縣北衛生社 (電話：31-4277)
- 吉井、小佐々、江迎、鹿町地区  
有限会社新北松衛生社 (電話：65-2766)
- 世知原地区  
有限会社吉田環境衛生設備工業 (電話：76-2351)
- 宇久地区  
有限会社宇久清掃 (電話：0959-57-2105)

◎ **浄化槽**

浄化槽を設置するときには「浄化槽設置届」の提出が必要です。設置後は、浄化槽の機能を十分に発揮させるため、定期的な点検と清掃、年 1 回の法定検査が義務づけられています。

- 浄化槽設置の届出・検査についてのお問い合わせは  
⇒ 環境部環境保全課 電話：26-1787
- 建築確認申請を伴う新築・増改築で浄化槽設置の届出をするときには  
⇒ 都市整備部建築指導課 電話：25-9629
- 下水道処理区域、集落排水処理施設の排水区域以外での設置については、補助の対象となります。くわしくは環境保全課へお問い合わせください。

⇒ 環境部環境保全課 電話：26-1787

### ◎公害に対する苦情

工場からの騒音・悪臭・大気汚染（粉じんやばい煙）・水質汚濁（工場排水）などでお困りの方は、環境保全課へご相談ください。

⇒ 環境部環境保全課 電話：26-1787

## ◆みず◆

### ◎水道に関する届け出

以下に関する届け出は、事前に必ずご連絡ください。

- 引っ越しするとき、または引っ越して来たとき。
- 水道を再使用するとき、しばらく水道を使用しないとき。
- 水道の所有者・使用者、請求先等が変わるとき。
- 家を取り壊して、水道を廃止するとき。

お電話されるときは「ご使用水量のお知らせ」などに記入してある、お客さま番号もお知らせください。

⇒ 水道局（電話：24-1151（代））

宇久地区は、宇久営業所へ（電話：0959-57-3145）

時間8：30～17：15（土・日・祝日、年末年始を除く）

※佐世保市水道局ホームページからも水道使用開始・中止のお申込みができます。

WEB: <https://www.city.sasebo.lg.jp/suidokyoku/>



家の新築・増改築等により水道工事をするときは、佐世保市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事店」という。）に必ずお申し込みください。また、水道水と井戸水との管の接続はできませんのでご注意ください。

⇒ 水道維持課 給水装置係（電話：24-1151（代））

北部エリア（吉井、世知原、小佐々、江迎、鹿町、浅子地区）は北部管理事務所へ（電話：64-4010）

宇久地区は、宇久営業所へ（電話：0959-57-3145）

### ◎漏水について

- 道路上で漏水を発見した。

水道局にご連絡下さい。（電話：24-1151（代））

北部エリアは、北部管理事務所へ（事務所が閉庁時は水道局電話：24-1151）

宇久地区は、宇久営業所へ

(営業所が閉庁時は、宇久町管工事組合 電話：0959-57-2201)

○ **蛇口や宅地内（アパート、マンションを含む）で漏水している。**

メーターボックスの先から蛇口までの漏水は所有者の負担で修理が必要です。指定工事店へご依頼下さい。

○ **市営住宅や県営住宅内で漏水している。**

市営住宅の場合は、佐世保市営住宅管理センター  
(電話：25-9625) へ連絡してください。

県営住宅の場合は、長崎県住宅供給公社佐世保事務所  
(電話：22-9612) へ連絡してください。

○ **その他、不明な点は**

水道局にご連絡下さい。

◎ **水道メーターで漏水が見つかります。**

水道料金がいつもと比べて異常に高いと思われたら、水道の給水栓（蛇口）を全部閉め、メーターのパイロットを確認してみてください。

水を使わないのにパイロットが回っているときは漏水しています。早急に、下記業者に連絡し、調査修繕をしてください。

一般家庭の方、事業所の方は、それぞれ連絡先が異なりますので、ご注意ください。



業 者 名	調査費用	修 繕 費 用
<b>一般家庭の方</b> 佐世保管工事協同組合(内、管工事センター) (電話：24-6362) ※日曜・祝日はお休みです ----- 吉井・世知原・小佐々・江迎・鹿町・浅子の方は 佐世保管工事協同組合 北部営業所 (電話：64-2527) ※日曜・祝日はお休みです ----- 宇久の方は、宇久町管工事組合 (電話：0959-57-2201) ※日曜・祝日も受け付けます	<b>無料</b> (調査は昼間です)	<b>有料 (お客さま負担)</b>
<b>事業所の方</b> <b>指定工事店</b> 佐世保市水道局ホームページ検索 ホーム→お客さまへ→水道のご利用にあたって→水道工事のお申込み →佐世保市指定給水装置工事事業者一覧→ダウンロード	<b>有料</b>	<b>有料 (お客さま負担)</b>

◎ **漏水による減免**

メーターボックスの先から蛇口までの漏水は、所有者が指定工事店に依頼し調査修理を行って



ださい。修繕が完了し、修繕報告書を提出していただくと水道料金を減免する制度があります。

⇒ 営業課

### ◎ 水道料金および下水道使用料

2ヵ月料金早見表（抜粋）

単位：水量（m<sup>3</sup>）、料金・使用料（円）税込み

水量	水道料金	下水道使用料	合計
0～10	1,900	1,568	3,468
11～20	3,264	2,041	5,305
25	4,546	2,762	7,308
30	5,827	3,482	9,309
35	7,109	4,203	11,312
40	8,390	4,923	13,313
45	9,782	5,803	15,585
50	11,173	6,683	17,856

水道料金・下水道使用料のお支払いは、手軽で便利な口座振替をご利用ください。

⇒ 営業課

### ◎ 下水道への接続工事など

公共下水道への接続・改造工事については、佐世保市下水道排水設備指定工事店をとおして申請手続きを行ってください。

⇒ 下水道事業課 下水道維持係

### ◎ 水洗トイレ改造時借入金の利子補給制度

下水道の普及地域では、3年以内に水洗化が必要です。水洗トイレ改造時に金融機関等から借入した場合は、完済時に利子補給を行う制度があります。

⇒ 下水道事業課 下水道普及促進係

## ◆ ペット（犬・猫） ◆

### ◎ 犬や猫を飼うとき ⇒ 動物愛護センター

犬や猫は愛情をもって飼いましょう。

- 散歩中の犬のフンは飼い主がきちんと後始末をして持ち帰りましょう。
- 不幸な犬、猫を増やさないために不妊去勢手術を受けさせましょう。近くの動物病院へご相談ください。
- 犬の放し飼いは、禁止されています。咬みつくなどの事故が起きますので注意しましょう。
- 犬には鑑札と注射済票をつけなければなりません。また、犬や猫には飼い主が分かるように名札をつけましょう。（保護した時にすぐに連絡できます）
- 犬や猫を飼うことが出来なくなったときには、決して捨てたりせず責任を持って新しい飼い主を

探してください。どうしても見つからないときには、動物愛護センターへご相談ください。

◎**犬の登録と狂犬病の予防注射** ⇒動物愛護センター又は生活衛生課

- 犬の登録・・・・・・・・・・一生に1回。(生後91日以上)  
動物愛護センター(又は生活衛生課)のほかに狂犬病予防注射と同時であれば、集合注射の会場や市内・佐々町・平戸市・松浦市(一部)の動物病院(広報させばお知らせします)でもできます。
- 狂犬病予防注射・・・毎年1回。(生後91日以上)  
市内・佐々町・平戸市・松浦市(一部)の動物病院、又は集合注射の会場(日時・会場は「広報させば」等でお知らせします)でできます。それ以外の動物病院などで注射したときは、動物愛護センター(又は生活衛生課)で注射済証明書を提出して注射済票の交付を受けて下さい。
- その他・・・・・・・・・・犬が死亡したとき、飼い主の住所が変わったとき、犬を人にゆづった、人からゆづり受けたときは動物愛護センター(又は生活衛生課)へご連絡ください。

お問合せ先 佐世保市動物愛護センター(電話：42-3300)

◆**住宅・道路・河川**◆

◎**市営住宅に入居するためには**

⇒ 佐世保市営住宅管理センター(電話：25-9625)

現在住宅に困っており、以下の条件を満たす方が対象です。

- 収入が基準内であること  
一般世帯・・・月額の世界帯所得が15万8千円以下  
裁量世帯・・・月額の世界帯所得が21万4千円以下  
ただし、吉井、世知原、宇久、小佐々、江迎、鹿町地区の住宅の場合は、25万9千円以下  
裁量世帯とは・・・小学校就学前の児童がいる世帯、障がい者等のいる世帯、高齢者のみ又は、高齢者と18歳未満から構成される世帯
- 本人及び同居しようとする親族名義で家屋を所有していないこと
- 市町村民税(市民税、国保税、軽自動車税など)の滞納がないこと等

◎**市営住宅入居の申込方法** ⇒ 佐世保市営住宅管理センター

市営住宅の募集は、年4回(5月、8月、10月、1月)実施します。募集の日程などにつ

いては、その都度、「広報させば」等でお知らせいたします。

※ 必要書類については、市のホームページまたは募集の1週間程度前から配布される「募集案内」でご確認ください。

また、年4回の募集時に申込みのなかった住戸については、随時、先着順で入居申込みを受け付けます。

◎ **新築や増改築** ⇒ 建築指導課

- 家の新築や増改築のときには、さまざまな取り決めや制限があります。設計者や施工者と話し合い、自分でもチェックしましょう。
- 敷地は原則として建築基準法上の道路に2メートル以上接していなければいけません。2メートル以上接していない場合は別途許可が必要となります。

◎ **新築時の敷地** ⇒ 建築指導課

- 佐世保市都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域に分かれています。特に市街化調整区域に建物を建てる場合は、一定の制限があることから事前に相談ください。

◎ **新築・増改築に必要な手続や届出の手順** ⇒ 建築指導課

①建築確認申請	工事にかかる前に「建築確認申請」を提出して、建築計画が法令に適合しているか確認を受けてください。高さが2mを超えるような擁壁（石垣など）についても、手続が必要です。防火・準防火地域以外で、床面積10㎡以内の増改築のときは、手続は不要です。 都市計画区域外の場合、住宅などの小規模な建築物についての建築確認は不要です。建築工事届のみ提出してください。
②表示板の設置	建築確認を受けたら、工事現場に確認済みの表示板を掲げてください。
③工事完了検査	工事完了後は、4日以内に完了検査申請書を提出してください。提出後7日以内に検査をし、建築基準法に適合していると確認されたら、検査済証が交付されます。そのほか、建築確認を伴う新築・増改築により浄化槽を設置するときは、届出が必要です。状況によっていろいろな取り決めがありますので、建築士や建築指導課へご相談ください。建築確認済証と検査済証は、保存登記や、その後の増改築の際にも必要ですので大切に保管してください。

◎ **道路や河川を特別に使用したいときは** ⇒ 土木管理課

市が管理する道路や河川に、やむを得ない事情で通路橋を架けたり、排水口などを設けたいときは、許可が必要です。勝手に使用すると罰せられます。

そのほか、県道や国道については、つぎのところへご相談ください。

- 県道・・・県北振興局建設部建設管理課へ 電話：23-4211

- 国道・・・国土交通省佐世保国道維持出張所へ 電話：38-3174

◎**道路や河川について（市が管理しているもの）**

- 市道の破損や補修については ⇒ 道路維持課
- 道路照明灯の球切れについては ⇒ 土木管理課
- 河川の保守については ⇒ 河川課
- 所有地と道路との境界については ⇒ 土木管理課
- 里道や水路の破損や補修については ⇒ 道路維持課

◎**道路の草刈りについて（市が管理しているもの）**

地域で草刈り除草される場合は奨励金が支給されます。

- お尋ねは ⇒ 道路維持課

◎**地域で里道(公衆用道路を含む)・水路を整備するときは**

里道(公衆用道路を含む)や水路を地域で整備するときは交付金があります。

- お尋ねは ⇒ 道路維持課

◎**道路アダプト（里親）ボランティア募集**

地域に身近な市道を「子ども」に見たて、市民の皆様が「里親」となってボランティアの美化活動をお願いします。（軍手・ゴミ袋・花の苗等支給あり）

- お尋ねは ⇒ 土木管理課

# 教育と保育

## ◆幼稚園と保育所（園）◆

### ◎教育（幼稚園等）を希望するとき⇒ 保育幼稚園課

市内の幼稚園や認定こども園（教育）を利用される場合のお申し込みやお問い合わせは、各施設にご連絡ください。（P 120～124「テレフォンガイド」参照）

- 募集期間／翌年4月の新規入園は、市立・私立幼稚園とも、毎年1月1日から募集を開始します。年度途中の入園は各施設へお問い合わせください。
- 募集対象／白南風幼稚園は3～5歳児。
- 私立幼稚園は満3～5歳児まで（認定こども園の一部では満3歳未満も受け入れています）
- 保育料／幼児教育の無償化により、保育料は原則無償となりますが、別途行事費、副食費等がかかります。一部の私立幼稚園は、各園で異なります。

### ◎保育（保育所等）を希望するとき ⇒ 保育幼稚園課

保護者が仕事（求職中を含む）・出産・病気・病人の看病などを理由として、家庭で就学前の児童の世話ができないときは、児童を保育所や認定こども園等へ預けることができます。

- 入所申込／原則、入園希望月の2カ月前までにお申し込みください。
- 保育料／保護者の市民税課税内容等により決定します。詳しいことは、保育幼稚園課へお問合せください。（P 40～41「保育所等施設一覧」参照）

### ◎幼稚園、保育所等の利用に関する相談⇒ 保育幼稚園課

転校や入学の手続き

## ◆小・中学校◆

⇒ 教育委員会学校教育課

### ○ 他の市町村から転入したとき

市役所・各支所及び宇久行政センターの窓口で、「住民異動届」を提出すると、その場で新しい学校を指定した「転学届」が発行されます。



前の学校で発行された書類と「転学届」をもって新しい学校で転入手続きをしてください。

### ○ 他の市町村に転出するとき

市役所・各支所及び宇久行政センターの窓口で「住民異動届」を提出すると、その場で「転学届」が発行されます。



「転学届」を在学中の学校へ持っていき、「在学証明書」その他が発行されます。



発行された書類をもって、新しい市町村・学校で転入手続きをください。

### ○ 市内で住所が変わるとき

市役所・各支所及び宇久行政センターの窓口で、「住民異動届」を提出すると、その場で新しい学校を指定した「転学届」が発行されます。



「転学届」を在学中の学校へ持っていき「在学証明書」その他が発行されます。持参された転学届とともに、発行された書類をもって新しい学校で転入手続きをください。

### ◎小学校に入るとき

4月2日から翌年の4月1日の間に6歳の誕生日を迎えるお子さんを対象に、毎年10月1日付で教育委員会から、場所と日時を指定した、入学前の健康診断通知書をお送りします。次にその年の12月中には、入学する小学校を指定した就学通知書をお送りします。万一届かないときや、病気そのほかの理由で就学について相談されたい方は、早めにお申し出ください。

### ◎中学校に入るとき

入学前の年度の12月中に、在学している小学校を通じて、入学する中学校を指定した就学通知書をお渡しします。

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程を含みます。

## ◆障がいのある子どもの教育◆

⇒ 教育委員会学校教育課（24-1111 内線3119、3114、3113）

◎ 障がいの種類や程度によって、一人一人のニーズに応じた教育的支援のために、特別支援学級や特別支援学校があります。

### ○ 特別支援学校について

佐世保市内及び佐世保市近郊には、次の学校があります。

\* 入学等手続きについては、まず学校教育課へお尋ねください。

\* 学校見学や学校の情報については、直接関係の学校にお問い合わせください。

障がい種別	学校名	学 部	所在地・電話番号
知的障がい 肢体不自由	県立佐世保特別支援学校	小・中・高	佐世保市竹辺町 8 1 0 TEL：47-5966（知小中、肢小） 47-5913（知高） 47-8755（肢中高）
聴覚障がい	県立ろう学校佐世保分教室	幼・小・中	佐世保市小舟町 6 0 TEL：46-0881
知的障がい	県立川棚特別支援学校	小・中	東彼杵郡川棚町小串郷1600 TEL：82-2295
肢体不自由 病弱	県立桜が丘特別支援学校	小・中・高	東彼杵郡川棚町下組郷386-2 TEL：82-3630
近郊ではありませんが、上記以外の障がい種について			
視覚障がい	県立盲学校	幼・小・中 高・専	西彼杵郡時津町西時津郷873 TEL：095-882-0020

### ○ 佐世保市内の小学校・中学校の特別支援学級について

障がい種別	学級数		障がい種別	学級数	
	小学校	中学校		小学校	中学校
知的障がい	40	21	弱 視	1	1
自閉症・情緒障がい	47	23	難 聴	6	4
肢体不自由	9	1	(令和3年10月1日現在)		
病弱・身体虚弱	21	10			

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程を含みます。

この表以外に、佐世保市総合医療センターに1か月以上6か月未満の入院中の小学生を対象に、院内学級があります。

\* 入級等詳しくは、教育委員会学校教育課へお尋ねください。

### ○ 佐世保市内には、お子様が在籍する各小・中学校及び義務教育学校から特定の時間のみ他校へ通って学ぶ「通級指導教室」があります。詳しくは、教育委員会学校教育課へお尋ねください。

種 別	小学校				中学校
言 語	清水小	花高小	相浦小	猪調小	
難 聴	清水小				
情 緒	祇園小	黒髪小	皆瀬小	花高小	清水中 相浦中 早岐中
LD・ADHD	祇園小	黒髪小	皆瀬小		

- 4歳児、5歳児のお子様が進んで学ぶ「幼児ことばの教室」があります。  
\*ことばに関する相談は、教室へ直接ご連絡ください。(TEL25-5695)  
\*入級に関するお問い合わせは、教育委員会学校教育課へご連絡ください。
- 4歳児、5歳児のお子様が進んで学ぶ「幼児まどか教室」があります。  
\*情緒を中心とした発達に関する相談や入級に関するお問い合わせは、教室へ直接ご連絡ください。(TEL32-7701)

## ◆子どもの援助と扶助◆

### ◎児童手当⇒ 子ども支援課

児童手当は、中学校3年生までの子どもを養育している方に支給されます。  
(P34「子どもの保育・福祉」参照)

### ◎小・中学生の援助制度⇒ 教育委員会総務課

#### ○小・中学校就学援助制度

小・中学校に在学している子どもをお持ちの保護者で、市の定める基準以下の所得であり就学することが困難で援助の必要があると認められた場合、学用品費や給食費などが援助されます。各小・中学校にご相談ください。

#### ○遠距離通学補助金制度

市立の小・中学校に通う子どもをお持ちの保護者を対象に、通学に必要な経費の一部が補助されます。補助の対象となるのは、自宅から学校までの片道通学距離が小学校で4キロメートル以上、中学校で6キロメートル以上(船舶利用については距離は問わない)のときです。各小・中学校にご相談ください。(校区外通学者は除く)

#### ○特別支援教育就学奨励制度

小・中学校の特別支援学級に在学している子どもをお持ちの保護者及び通常学級に就学していて、国の定める障害の一定等級以上の障害手帳を保持している児童生徒の保護者を対象に、学用品費・給食費・通学費などの費用が、世帯の所得に応じて支給されます。対象となる方には、各小・中学校からお知らせします。

### ◎高校・大学生などの援助制度⇒ 教育委員会総務課

#### ○奨学資金制度

教育の機会を平等に得られるように、奨学金の貸付制度があります。また、大学等入学時の保護者負担を支援するため、就学一時金の貸付制度があります。  
くわしくは教育委員会総務課へお問い合わせください。

### ◎不登校児童生徒の支援(受け入れ)

- あすなろ教室(学校適応指導教室) ⇒ 青少年教育センター内 電話:22-0781  
心理的・情緒的原因等で不登校となっている児童生徒(市内在住の小・中学生)を受け入れ、教育相談や個別・小集団活動を通して支援を行いながら、学校への復帰(再登校)や社会的自立をめざす教室です。

### ◎子育て相談等

育児・子育て等に関する相談を受け付けています。ご利用ください。  
(P38~39「子育て相談等」参照)

## 公益財団法人 佐世保市スポーツ協会

佐世保市スポーツ協会は、市民スポーツの普及・振興や競技力の向上を図ることを目的に設立され、現在34競技団体で活動しています。

「健康のため、新たなスポーツにチャレンジしてみたい！」「引っ越してきたけど誰に尋ねればいいの？」という方は、お気軽に本協会までお尋ねください。

バレーボール、バスケットボール、ハンドボール、ソフトボール、バドミントン、ラグビーフットボール、軟式野球、ソフトテニス、テニス、サッカー、卓球、  
柔道、弓道、剣道、銃剣道、陸上競技、水泳、体操、山岳、アーチェリー、  
自転車競技、ホッケー、空手道、クレール射撃、ボウリング、ゲートボール、  
少林寺拳法、海洋スポーツ、ゴルフ、トライアスロン、グラウンド・ゴルフ、武術太極拳、ダンススポーツ、エアロビクス

お問い合わせは、（公財）佐世保市スポーツ協会事務局 電話：47-3125まで

### ◆生涯学習情報◆

#### 佐世保市生涯学習情報 まなViva!させば

佐世保市内のコミュニティセンターや図書館、などの各施設では、趣味や教養、文化・芸術活動やスポーツ活動など、様々な講座や教室を開設しています。

また、コーラスや囲碁・将棋、語学、子育てやバドミントンなどサークルの皆さんが活発に活動されています。

そのような学習情報を集約し、分野別・エリア別に分類してご紹介する情報コンテンツを市HP内に開設しています。

ぜひ一度ご覧いただき、あなたの生涯学習活動にお役立て下さい。

<アクセス方法> \* パソコン、スマートフォンからアクセスできます。

佐世保市HP (<http://www.city.sasebo.lg.jp/>) から、「生涯学習」で検索、または「市民活動・文化・スポーツ」> 専用バナーをクリックしてください。

QRコード

